

## 2012年2月定例県議会

### 森協議員の一般質問

(森協議員)

「国民の生活が第一」「コンクリートから人へ」「無駄を削れば財源はある」「4年間は消費税を上げない」などの公約はどこへ行ってしまったのか、民主党のマニフェストはまさに「総崩れ」の状況です。民主党だけが傷つくのならそれでいいわけですが、この影響は国民生活、地域経済、地方自治体の財政など広範に及ぶわけですから見過ごすことはできません。

私は、国会に対しては、解散・総選挙をおこない国民に信を問うことを求めるとともに、県に対しては、国の悪政の防波堤として住民の立場で役割発揮することを強く求めたいと思います。

#### (1) いのちと暮らしを守る県政を

それでは質問にはいります。

まず、国政との関係で2点うかがいます。

1つは、**子どものための手当の財源**を地方におしつける問題です。

昨年末の地方財政対策の協議において、子どものための手当の支給に必要な財源の3分の1を地方負担にすることで決着したにもかかわらず、政府は、子ども手当特例交付金の廃止や国民健康保険の都道府県調整交付金の一般財源化、特定疾患治療研究事業の地方超過負担により地方負担を増額しました。このような負担増は一時的なものではありませんので県財政に及ぼす影響は少なくないと思います。これらの県の負担増は年間いくらになるのでしょうか。また、このような負担増は中止するよう求めるべきだと思いますが、あわせて知事の見解をうかがいます。

2つめは、「**社会保障と税の一体改革**」の問題です。

政府が発表した「社会保障・税一体改革」には、いくつもの大問題があります。民主党が「削る」と言っていた無駄遣いはそのまま、と言うよりよりさらにひどくなり、「見直す」と言っていた大企業や富裕層向けの減税は、さらなる減税、つまり税収が減る方向に「見直し」、社会保障は、年金支給額の削減、支給年齢の繰り延べ、医療と介護の自己負担増大など、まさに改悪のオンパレードです。そして「4年間は上げない」と言っていた消費税は10%へ増税ですから、反対の声が広がっているのは当然だと思います。

もっとも問題なのは、消費税増税が及ぼす影響です。97年のいわゆる9兆円負担増では、消費税率を5%に引き上げ、医療費の負担を増やし、特別減税を中止しました。このとき景気は若干良くなりつつあったわけですが、9兆円もの負担増で消費が落ち込み景気はいっきに悪くなりました【図】。今度は、消費税5%増で1.3兆円、年金支給減額で2兆円、その他あわせて1.6兆円の負担増とされています。9兆円でいっきに落ちこんだ

わけですが、いまは、その時に比べてずっと景気が悪く、給料は減り続け、苦しい状況が続いています。非正規雇用が広がり、失業者も増えています。大震災の影響も深刻です。こういう時に16兆円もの負担増をおこなったら、さらに景気が悪くなり、景気が悪くなれば税収も減って、財政危機ももっとひどくなるのではないのでしょうか。まさに、暮らし、経済、財政どれもが最悪の事態になってしまう危険があります。知事は提案説明で「社会保障と税の一体改革の推進を強く求める」と述べられましたが、この「改革」のどこにどのような展望があるとお考えなののでしょうか、うかがいます。

国民のなかには、「財源がないから一定の負担増もやむを得ない」との思いもあります。本当に財源はないのでしょうか。日本共産党は先月、消費税増税にたよらず社会保障をよくし、財政も経済も立て直す提言を発表しました【図】。それは、大企業・大金持ち優先、アメリカべったりの政治から国民生活を重視する政治へ転換をはかることで、不要不急のムダ遣いを一掃し、大企業や大金持ちなど、もうけているところに応分の負担を求める提案です。国民に過大な負担をかけず、暮らしも、経済も、財政も立て直すために知恵と力を出すことが本当の意味で政治の仕事だと思いますが、併せて知事の見解をうかがいます。

次に、**障害者制度改革**についてうかがいます。

先般、民主党の厚生労働部門会議は、今国会に提出する障害者自立支援法に代わる法案を了承しました。名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とし、利用料の「原則無料化」を明記せず、障害程度区分の見直しは3年後に先送りするなど、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が総合福祉法制定に向けて作成した「提言」とはほど遠い内容です。私は県として、障害者自立支援法を廃止し、「提言」にもとづく障害者総合福祉法制定を国に強く求めていただきたく思います。「提言」に対するご見解もあわせて知事にうかがいます。

次に、**障害者医療費公費負担制度**についてうかがいます。県の来年度予算案を見る限り、来年度も「原則1割」負担のままとなっています。これは県内の障害がある人の苦しみを顧みない血も涙もない対応と言わなければなりません。障害者自立支援法をめぐる政府の対応はひどいものですが、それでも法的には「応益負担」から「応能負担」に改め、福祉サービス利用については「低所得者への軽減措置で9割近くは無料」になっています。県の障害者医療費公費負担制度について、現時点で無料で受診できる方はどの程度いるのでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

障害者医療費公費負担制度は、重度の障害がある人が必要とする医療を受けやすくするためにつくられた福祉制度であり、2006年の制度見直しの理由とした「受益と負担の原則」というのはこれに反する考え方です。この考えを改め、低所得の方から段階的に無料の方を増やしていくなど、本来の考えに立ち返った見直しに着手すべきではありませんか。知事にうかがいます。

次に**介護保険制度**に関して2点うかがいます。

1つは、一般会計からの介護保険会計への繰り入れについてです。

介護保険に係る県民負担は、保険料、利用料ともに増加の一途をたどっています。県は介護保険財政安定化基金を取り崩し、市町村拠出分を返還する計画にしていますが、これを保険料分にあてても増額は避けられない市町村は苦慮しているようです。そこで考えられるのが、国保会計でおこなっているような一般会計からの繰り入れです。

国は、市町村が介護保険料の減免制度をつくる際、①介護保険料の全額免除、②収入だけを基準にした一律免除、③自治体の一般財源の導入、この3つは不相当だとしています。この問題をとりあげた2002年3月19日の参院厚生労働委員会、当時の日本共産党・井上美代議員の質問に、老健局長は、この3つの原則というのは「地方自治法の『助言あるいは勧告』にあたり、「従うべき法律上の義務はない」と答弁し、一般財源の導入について、当時の厚生労働大臣は「絶対だめだ、やめろとまで言わない」と答弁しています。市町村が保険料軽減のために一般会計からの繰り入れをするかどうかは、市町村の主体的な判断を尊重すべきだと考えますが、いかがでしょうか。介護保険会計に一般会計からの繰り入れをした場合、罰則やそれをやめさせる強制力が県や国にあるのかもあわせて、保健福祉部長にうかがいます。

2つめは、京都府が来年度から始める事業ですが、「介護保険返戻地域活性化事業」という計画があります。これは、90歳まで介護保険サービスを利用されなかった方に地元商店街で使えるプレミアム商品券（3万3千円分）を交付しようとするものです。高齢者にとっては元気で長生きしようというはげみになりますし、地元商店を潤わすことにも役立ちます。ぜひ岡山県でも検討してはどうかでしょうか、知事にうかがいます。

次に、今年**国際協同組合年**であり、県や教育分野のとりくみについてうかがいます。

人口減少・高齢化のもとで、過疎・中山間地域等での「買い物困難者」への支援や、ひとり暮らし世帯への見守り活動などが重要な課題になっています。県としても各種施策を講じ、市町村やNPO等とも協働しながらとりくみを強めておられます。そのようななかで、子どもと高齢者の交流、暮らしにやさしく災害に強い街づくりを、協同、すなわち助け合いを通して実現しようとする地域の協同組合も重要な役割を果たしていることを忘れてはなりません。

学校教育の中で、協同組合の存在や理念、役割についてどのように取り上げておられるでしょうか、教育長にうかがいます。県の広報等で「国際協同組合年」や関連行事を県民に知らせる工夫があるでしょうか、また、協働の相手として、生活協同組合等に対して県がどのように働きかけ、何を期待されるでしょうか、あわせて県民生活部長にうかがいます。

## (2) 防災、原発からの撤退、自然エネルギーの促進を

次に、地域防災計画についてうかがいます。

東日本大震災は、地震・津波という自然力の大きさを再認識させられました。県は、国に先じて防災対策にとりくむなど「安全・安心な地域づくり」をすすめており、この点は大いに評価するものですが、少し気になることがあります。それは、最近のどの文書でも「災害から命を守ることを優先する」となっていることです。もちろん、命を優先するのは当然のことです。しかし、災害対策基本法では「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する」こととあります。県としては、県土、県民の生命、身体、財産を、優劣なく災害から保護するための施策を講じる必要があると思いますが、この点知事に確認しておきたいと思います。

「地域防災計画（素案）（地震・津波災害対策編）」には、「岡山県の防災環境」の項に、「社会環境の特性と変化」、「防災上の問題点」についての記述があります。ところが、これら「防災上の問題点」を解決する方針は、「地震・津波に強いまちづくり」の一部でわずかな記述にとどまっていますし、防災強化検討プロジェクトチームの報告書にある「県が取り組むべき防災対策一覧」には含まれていません。先ほど、県土、生命、身体、財産について、優劣なく保護する必要があると述べたのはそういう意味です。常日ごろの街づくり、つまり県土や財産の保護です。これを防災の視点に立って見直してこそ、県民の命もしっかり守ることにつながると思います。地域防災計画や来年度策定予定のアクションプログラムで、このような視点も充実させることを求めたいと思いますが、いかがでしょうか、併せて知事にうかがいます。

次に、**原発問題と自然エネルギーの促進**についてうかがいます。

わが党県議団は2月はじめ、福島県の相馬市、南相馬市、飯館村を訪ねました。相馬市の漁港や魚市場は、放射性物質の影響のため漁業再開のメドがたたず、ガレキは片付けられていましたが、建物は手付かず、津波で押し流されてきた漁船もそのまま残されていました。飯館村役場で出会った60歳前の男性は「ワシらの人生は除染で終わる。まちの将来展望が見出せない」と、語っていました。本当に事態は深刻です。原発事故からもうすぐ1年ですが、今も福島県民の避難者は16万人、県外への避難者が6万人を超え、家族もバラバラでいつ戻れるかわからない状況が続いています。再びこうした事故がおれば日本は壊滅的な状況になります。もう絶対に繰り返させてはなりません。

ご存知のように、1月27日、中国電力島根原子力発電所の2号機が定期検査のため運転停止となり、中国電力管内で稼働している原発はなくなりました。4月には全国すべての原発が運転停止となります。一方、政府は点検が終わった原発の再稼働をねらっています。政府が言うストレステストは、安全神話をふりまいてきた原発推進者が実施し、審査するものであり、しかも原発事故の原因究明もされておらず、安全性が保障される根拠はまったくありません。国や電力会社の都合で再稼働することは許されないと思いますが、

知事のご所見をうかがいます。

環境省の調査では、中国地方の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、中国電力の発電能力の1.5倍にもなります。県民の誰もが有効と認める太陽光発電をさらに大きく普及するため、補助単価、補助件数ともに今年度より上回るとりくみを求めたいと思いますが、来年度の計画ではどのように考えておられるでしょうか、環境文化部長にうかがいます。

次に、JX日鉱日石エネルギー水島製油所の海底トンネル事故に関してうかがいます。まず、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

報道によりますと、事前の地質調査を義務付けた労働安全衛生法の規則に抵触する可能性が指摘されています。工事を請け負っている鹿島建設の担当者は、「ボーリングは10年前、第一トンネルの工事の際におこなっており、距離は約30mと大きく離れていないので地質はよく似ていると判断した。海水の流入は想定していなかった」などと述べています。コスト削減が命と安全を危険にさらしたものと言わなければなりません。知事のご所見をおきかせください。

2月15日に知事は記者会見で「水島コンビナートの国際競争力強化のため必要な事業である。」と述べられました。事業者がつくる再発防止策について、県としても十分検証する必要があると思いますがいかがでしょうか。またこの際、今後すすめようとしている「総合特区構想」についても、事故等の危険性、安全対策の保障など十分検証する必要があると考えますがいかがでしょうか。

### (3) TPP問題

次に、環太平洋経済連携協定TPP問題、特に農業についてうかがいます。

来年度の農業分野の予算案には、地域農業マスタープラン作成事業・約1200万円、農地集積協力金・7700万円が計上されています。これは、集落ごとにマスタープランを作成し、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの経営体が大宗を占める構造となるよう、中心となる経営体、そこへの農地集積の計画を立て、これに協力する農業者が保有する農業用機械を処分する場合などに、市町村を通じて協力金を交付するものです。

ここでめざそうとしている集約化とはどういうことを意味するのでしょうか。2010世界農林業センサスによりますと、平成22年の岡山県の経営耕地面積は4万5594haです。平均20haに集約しますと、2280の農業経営体があればよいという計算になります。岡山県の農業経営体数は4万4880ですので、95%の経営体は切り捨てられることとなります。このような集約化で岡山の農業をどこに導こうとしているのか、知事のご所見をうかがいます。

TPPについてこれまで私どもは、農業、医療、公共調達、雇用などについて、その影

響を示しながら議論してきました。これらの分野は県民生活、地域経済、さらに県財政を維持・向上させていく上で絶対犠牲にしてはならない分野です。TPPに対抗する農業施策が動き始めていますが、これでアメリカやオーストラリアに打ち勝てる保証はまったく見えてきません。取り返しのつかないことになる前に、県としても反対の声をあげるべきではないでしょうか。知事にあらためてご所見をうかがいます。

時間の関係で、質問は次の機会にしたいと思いますが、経済発展の力となるのは個人消費であり、雇用の安定、内需中心の経済振興へ向けた中小企業支援等にも大いに力を入れていただきますよう要望しておきたいと思います。

#### (4) 犯罪被害者への支援

最後に犯罪被害者への支援についてうかがいます。

県は、昨年3月に策定した第二次の犯罪被害者等の支援に関する取組指針、昨年4月1日に施行された犯罪被害者等支援条例などにもとづき、被害者の視点に立った支援のとりくみをすすめておられます。

まず、犯罪被害にあった児童生徒への、学校での支援についてうかがいます。県警察によると昨年、20歳未満の方が被害にあった割合は刑法犯認知件数の約2割となっています。このうち、小中高校生が約7割を占めており、学校での被害者支援も重要な課題です。「第二次犯罪被害者等の支援に関する取組指針」等には、学校・教育委員会のとりくみとして、カウンセラー等の派遣を紹介していますが、実際にはほとんどないとのことでした。

児童生徒の問題は学校での対応を基本とする姿勢は大切ですが、学校にとっては、普段でも忙しい中でめったにない不慣れな相談や対応に奔走しなければなりません。そのなかで被害者をさらに傷つけるような事態が起こった事例もうかがっています。事件の大小にかかわらず被害者は大きな精神的ダメージを受けており、対応の良し悪しが被害者の精神的苦痛の大小に大きく影響することを考えれば、県教委を通じて早期に被害者支援の経験がある専門家につなぐことを保護者にはたらききかけるようにしてはいかがでしょうか。どのような専門家に、どういう方法でつなぐかも含め、県のネットワークや被害者支援の団体等とも相談しながら、被害を受けた児童生徒の立場に立った支援ができるよう検討いただきたくと思いますがいかがでしょうか。教育長にうかがいます。

2つめは、性犯罪被害者への支援についてです。

被害に遭った方に対して、緊急避妊、HIV検査等の性感染症検査など医療措置のほか、カウンセリングなど精神面のケア等が必要ですが、支援の現状について警察本部長にうかがいます。

また、被害に遭ったことを知られたくないなどの理由で警察への届け出をためらう場合もあります。そうした被害者に適切なアドバイスができるよう、①医療機関等へ協力を働きかけること、②医療機関と警察、支援団体等を含めて相互に連携を図ることが重要だと

と思いますが、どのように対応されているのでしょうか。知事にうかがいます。

## 答弁

(知事答弁)

子どものための手当についてであるが、24年度は子どものための手当の地方負担により約8億円、子ども手当特例交付金の廃止により約12億円、国民健康保険の都道府県調整交付金の一般財源化により約17億円の計約37億円の制度改正分としての県負担の増が見込まれる。

なお、特定疾患治療研究事業については、長年にわたり県の超過負担が生じてきていたが、24年度については、超過負担が減少すると見込まれる。

子どものための手当等の地方負担増については、国と地方の協議の場等において、ぎりぎりの決着となったものであるが、将来の地方負担の大幅な増加につながらないか等の懸念があり、今後、国に対し、社会保障関係費の増大に対応した一般財源総額の確保や、社会保障と税の一体改革の推進を強く求めてまいりたい。

社会保障と税の一体改革についてであるが、人口減少、少子高齢化が急速に進み、国・地方を通じて社会保障関係費が増嵩する中であって、社会保障の機能を強化し、持続可能な制度とするためには、消費税の増税等により、必要な負担を幅広い世代が広く薄く分かち合い、次の世代に先送りしないための改革を推進する必要があると考えているが、その際には、経済状況の好転と徹底した行財政改革の断行、逆進性の緩和を前提とすべきである。

私としては、我が国の財政や社会保障の現状を直視し、持続可能な社会の構築に向けて、国民、県民の皆さんに適切な負担をお願いすることも、政治の責任であると考えている。

障害者制度改革についてであるが、国における制度改革の議論が進められていることを踏まえ、制度の見直しに当たっては、サービス利用者・事業者地方自治体等関係者の意見に配慮することなどについて、既に国に対して提案したところである。

また、お話の提言については、障害のある人の団体の代表等で構成される総合福祉部会の総意としてなされたものであり、部会委員のそれぞれの立場の思いが反映されているものと承知しており、国においては、本提言も踏まえ、法改正の検討を行ったものと理解している。

なお、制度の見直しに当たっては、他の福祉施策等との均衡を図りながら、実現可能性や国民的な合意が確保できるような制度設計を行うべきと考えている。

(保健福祉部長答弁)

無料で受診できる者についてであるが、医療扶助の対象となっている生活保護受給者を除き、県の障害者医療費公費負担制度では所得に応じた限度額を設け、一定の自己負担を求めており、無料化されている対象者はいない。

なお、県の障害者医療費公費負担制度は、障害のある人の医療費負担を軽減するために設けているものであり、お話の障害福祉サービスの利用者負担とは一律に論じることはできないと理解している。

(知事答弁)

見直しについてであるが、医療保険制度における自己負担を軽減し、障害のある人が医療を受けやすくする制度の趣旨を踏まえ、持続可能な制度を目指して、18年に見直しを行ったところである。

その際、導入した自己負担については、所得に応じた負担限度額を設けており、また、最近の経済情勢に配慮して、低所得の方の自己負担限度額を半額とする措置を講じているところであり、無料化については、現在の厳しい財政状況等を踏まえれば、慎重に検討すべき課題であると認識している。

(保健福祉部長答弁)

市町村での一般会計からの繰入れ等についてであるが、介護保険は、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、事業に要する費用を公平に負担するものとされ、利用者負担や公費負担などそれぞれの負担割合が定められている。

市町村の判断は尊重されなければならないが、一般会計から介護保険会計への繰入れは、負担と給付を明確にする介護保険法の趣旨に照らすと、適切ではないと考えている。

なお、一般会計から繰り入れた場合の罰則や強制力については、法令で特に定めはないが、介護保険制度の趣旨を踏まえ、適切に助言してまいりたい。

(知事答弁)

京都府の取組についてであるが、プレミアム商品券の交付は、高齢者の健康維持の努力等を評価するとともに、地域の活性化に繋げることを目的に、介護サービス未受給者の保険料を一部返戻する趣旨で事業実施するものと聞いている。

本事業については、一定期間サービス受給がないことで保険料を返戻することについての是非や、一定期間をどのように設定するか、また、県と市町村の役割分担の在り方や事業の必要性、緊急性など、多くの課題があると考えている。

(教育長答弁)

まず、学校での取組についてであるが、小学校5年生の社会科では、農業や水産業に従事している人々の工夫や努力について学習する際、その具体的な事例として農業協同組合等を取り上げ、農機具や肥料の共同購入、米や野菜の共同出荷等、互いに協力し効率的に仕事を進める仕組み作り等について学んでいる。

高校の公民科でも、協同組合が経済を支える企業の一形態として取り上げられている。

(県民生活部長答弁)

県民への周知等についてであるが、国連が今年を国際協同組合年とするとを宣言したことは、協同組合の果たす役割が広く認められたものと考えている。

既に県では、実行委員会が主催する協同組合年のための事業に後援等を行っており、こうした催しの県民への周知について協力できると考えている。

また、助け合いを通じて暮らしやすいまちづくりを実現しようとする生活協同組合等には、いわゆる買い物弱者対策や地域の安全で安心な消費生活を支える消費生活サポーターの養成など、各種の県事業について協力を期待している。

(知事答弁)

地域防災計画についてであるが、東日本大震災を受け、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることが明らかになったため、「減災」の考え方を基本方針とし、かけがえない人命を守ることを最重視した上で、県土や財産の被害ができるだけ少なくなるような様々な対策を組み合わせて災害に備えるべきと考えている。このため、地域防災計画では、災害に強いまちづくり、公共施設や住宅等の耐震化の推進などを記述しており、アクションプログラムにも、海岸保全施設の整備等、地震に強い施設づくりなどを盛り込むこととしている。

こうしたことにより、県土や財産の保護の視点も十分考慮しながら防災対に取り組んでまいりたい。

原発の再稼働についてであるが、原発は将来的には減らす方向で検討すべきと考えているが、国民生活や産業活動に支障をきたさないよう、国において複数の発電方式のベストミックスの在り方を十分に検討すべきである。

原発を再稼働する場合にあっては、安全性の確保に万全を期すとともに、関係自治体の意向も踏まえて、国として再稼働の可否を決定すべきものと考えている。

(環境文化部長答弁)

太陽光発電についてであるが、23年度は、国の交付金で造成した地域グリーンニューデール基金を活用して、太陽光発電と省エネ設備を複合的に設置する場合に、1件当たり上限13万円、700件程度の補助を当初予算に計上していたところである。

来年度予算においては、基金の事業期間が一終了し、太陽光発電のシステム価格も低下傾向にある中、県としては、一般県費を財源として、効果的な省エネやエネルギーの高度利用を図る場合に限り補助することとし、補助単価10万円、補助件数250件として、予算案に盛り込んだところである。

(知事答弁)

所見についてであるが、まず、事故でお亡くなりになられた5名の方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様方に対し、謹んでお悔やみを申し上げる。

現在、警察による捜査や労働局の調査が行われているところであり、二度とこのような事故がおこらないよう、関係者でしっかりとした対応をしていただきたいと考えている。

再発防止策についてであるが、事業者により事故原因の究明がなされ、しっかりとした再発防止策が取られていくべきものと考えている。

なお、人命に関わる重大な事故であり、重要な航路の下を横断して設置する施設であることから、改めて再発・類似事故防止のための注意喚起を行うよう国土交通省から通知があり、これを受けて、県から事業者に対し、事故防止に努めるよう求めたところである。

総合特区構想についてであるが、提案している規制緩和は、水島コンビナートの国際競争力強化を図り、ひいては県内に良質な雇用を確保することを目的としており、ぜひとも実現したいと考えている。

構想の実現に当たっては、単にコスト削減のみを追求するのではなく、倉敷市や立地企業と連携し、安全面や防災面にも十分配慮することとして、現在、国との協議を行っているところである。

農地の集約化等についてであるが、市町村が主体となり、地域の意向に即した担い手確保や農地集積の計画を策定する地域農業マスタープランに基づき、意欲ある担い手に農地を集約していくことは、本県農業の構造強化につながる重要な取組と考えている。

このため、規模拡大を図りやすい地域では、農地集積協力金を活用して面的集積を進め、生産性の高い土地利用型農業の育成を図り、また、大規模化が困難な中山間地域等では、集落営農の拡大や、小規模でも収益の上がるピーナーやトマト等の導入などを進めていくこととしており、今後とも、地域の実情に応じた取組を支援し、本県農業の持続的な発展に努めてまいりたい。

所見についてであるが、TPPについては、農業への影響や輸入食品の安全性への懸念などから参加に反対する声がある一方で、我が国の貿易・投資環境の整備を促進するなどの観点から参加に積極的な声があることも承知している。

国では先頃から、地域における説明や情報提供などを開始したところであるが、いずれにしても、TPPへの参加については、国において説明責任を果たした上で国民的議論を尽

くし、決定すべきものであると考えている。

(教育長答弁)

次に、学校での支援についてであるが、学校では、担任や養護教諭が心のケアを行っているが、県教委では、子どもの状況により、市町村教委や学校の求めに応じてスクールカウンセラーを派遣したり、教員が被害者の心情を理解し適切にケアできるよう、NPO等の協力を得た研修を行っている。

お話のおかやま被害者支援ネットワークには、精神科医や弁護士、被害者支援団体等の専門家も参加しており、これらの情報を、学校等に周知し、保護者が必要に応じて経験がある専門家に相談できるよう支援してまいりたい。

(知事答弁)

県の対応についてであるが、犯罪被害者の精神的被害の軽減を目的とする「おかやま被害者支援ネットワーク」に県も参画し、産婦人科医会も交えた性犯罪被害の事例研究活動等を通じて、警察、支援団体など関係機関と被害者支援のための緊密な連携を図っているところである。

また、今後、性犯罪被害者への支援に当たっての留意点や連携方法などを記載した犯罪被害者支援ハンドブックを産婦人科医や支援団体等に配付し、被害者への適切なアドバイスの提供など、一層の協力を働きかけてまいりたい。

(警察本部長答弁)

日本共産党・森協議員の質問にお答えいたします。

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な犯罪であり、他の犯罪にも増して、精神的被害が大きいことから、特に、被害者の心情に配慮した対応が必要であると考えております。

そのため、県警察では、

- 警察本部に女性警察官が対応する性犯罪被害相談電話を設置しての被害者からの相談受理
  - 女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定しての被害者からの事情聴取や病院等への付添
  - 医療機関での受診に伴う緊急避妊措置や性感染症検査等の経費の公費支出
  - 精神的被害の回復や軽減を図るための臨床心理士によるカウンセリング
- 等の支援を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後とも県や産婦人科医等の関係機関・団体との連携をより緊密にしながら、性犯罪被害者の立場に立った適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 再質問

(森協議員)

再質問をさせていただきます。一つ目は、税と社会保障一体改革ですけれども、社会保障関係予算が増大する中で、持続可能な制度として維持していくために、広く、薄く（負担をしてもらう）というご答弁がありました。日本共産党の提案でも、負担を求めるところにはきちんと求めるべきだという提案なんです。けれども、なぜ政府や知事は消費税だけなのかと、ということが疑問です。消費税の引き上げによって、景気が悪くなるという話を先ほどさせていただきましたけれども、税収がどうかということ、これパネルに示してまいりました。1996年、5パーセントに引き上げ前の（国の）税収が90兆円ほどありました。それが2010年、最近では76兆円まで落ち込んでいる、これは景気悪化ということもありますし、大金持ちや大企業への減税を進めてきたという結果なんですね。消費税を上げたからといって、税収が増える保証はないわけです。また、公共調達、公共事業を発注するときなど、消費税分の県の負担というのも増えるわけですから、そういう点というのは考慮に入れられて、消費税しかないという判断なのか、お答えいただきたいと思います。

二つ目に、障害者制度改革についてですが、総合福祉法（に向けた）提言について、それぞれの委員さんたちの思いが反映された、提言はそういう内容になっているということでしたけれども、しかし、残念ながらその思いが踏みにじられ、今回の法改正になったというふうに思うんです。その点、知事はどのように認識されているのでしょうか。

三つ目は、県の医療費補助制度ですけれども、これについても持続可能な制度のためとおっしゃっております。低所得の方々に対しては配慮をしているということなんですけれども、今の制度でも負担が重い、そういう障害者の方々の思いや、また障害者の生存、命と健康を保障する点からみて、どうなのかと、そのような検討がなされているのか、疑問で仕方がありません。「必要な医療を受けやすくする」という制度の目的に照らして、生存権の保障や、命と健康を脅かす事態になっているということは大問題だと思いませんか。知事に確認をしておきたいと思います。

次に、介護保険制度についてですけれども、今、福祉部長からご答弁いただきましたが、国の方針に基づいて適切でないという答弁もありましたし、また一方では、市町村の取り組みは尊重する、強制力はないんだというご答弁もありました。もう一度確認なんですけれども、市町村が独自で判断をして、やられるということは、県としても尊重する、これを改めよという強制力はないということによろしいのでしょうか。もう一度ここだけ確認をしておきたい、はっきりと答弁いただきたいと思います。

次に、海底トンネル事故ですけれども、本当に起こってはならない今回の事故でして、今後そういうことは二度と起こらないように、しっかりと教訓として生かしてもらわないといけないと思っています。ご答弁いただいたわけですが、今度の事故に対して、

最大の教訓にすべきだと知事が考えていらっしゃるのはどこなのでしょう。ご答弁いただいた内容というのが、いわばマニュアルどおりと申しませうか、当たり障りのない当たり前のことというふうにはしか受け取れませんでしたので、今回の事故に当たって、最大の教訓にすべきことをどのように考えていらっしゃるのか、端的にお答えいただきたいと思えます。

最後、TPPの問題なんですけれども、今回の集約化というのは、今までいわれてきた耕作放棄地をどうしようか、あるいは、そういう風になる可能性のある地域をどのように支えていくのか、そういう次元とは全く違うものなんですね。TPPを前提にした、集約化ということで、仮に30ヘクタールに集約化したとしても、アメリカは日本の6倍ですし、オーストラリアは100倍もの経営面積を持っている。太刀打ちできない状況であることは明らかです。もう一つは、TPPの協議で明らかになっていきますように、アメリカからは「全ての品目を自由化交渉のテーブルにのせる用意があるのか」という質問を突きつけられて、日本政府もそれを認めておりますし、また関税以外の政府調達や郵政、保険、残留農薬の問題、食の安全など21もの項目が対象になるんだということも確認させられているわけですね。単に貿易だけじゃなくて、まさに国内政治、日本経済、国民生活の全てがアメリカ主導で日本の制度改革を迫られるということになります。本当にこのまま進めていいのでしょうか。私は大いに疑問を感じるところです。政府に対して、国益を守る立場できちんと意見を述べさせる、そういう風にさせるためにも、岡山県から県民の利益を守るためのメッセージを送っていかねばならないというふうに思っております。この点について、知事の再度のご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

## 再質問に対する答弁

(知事答弁)

再質問にお答えいたします。消費税についてでございます。先ほど申し上げました私の答弁をお聞きいただいたと思えますけれども、今消費税の論議をすることは待ったなしの時期にきていると、そう考えておりますが、ただ、この問題は経済状況の好転、徹底した行財政改革の断行、逆進性の緩和、こういったものを前提として国の方に置かれまして、適切に判断をされるべきものであると、このように考えております。

命と暮らしを守るということに関しまして、障害者自立支援法に代わる新法が提言を尊重したのかどうかというお尋ねでございますが、確かに提言そのものは総合福祉部会の総意としてなされたものであって、部会関係者の方々それぞれの立場の思いが反映されているものと、このように承知してるところであります。今後国において法律をどのような形にしていくかということにつきましては、私どももしっかり注視をしていきたいと思えます。いずれにいたしましても、制度の見直しは、他の福祉施策等との均衡というものを

はかりながら、実現可能性、あるいは国民的合意が確保できるような制度設計を行うべきものと、このように考えておりました。国におかれて、様々検討され、その結果このような判断がなされたものと、このように認識をいたしておるものでございます。

障害者医療費公費負担制度について、障害者の方々の負担についてのお尋ねでございますけれども、私ども見直しをしたこの制度につきましては、先ほど申し上げました受益と負担という考え方に基きまして、導入をいたしましたけれども、しかしながら、自己負担につきましては所得に応じた負担限度額をもうけて、しかも最近の経済情勢を踏まえまして、低所得者の方々の自己負担限度額はさらにこれを半減するという措置を講じておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

水島の海底トンネルについての最大の教訓はというお尋ねでございますが、今現在事故の関係者において、事故の原因究明とかあるいは再発防止策というようなことが検討中、調査中であるところ承知しておりますので、現勢におきましてはそれらが明らかになっておりませんので、これにつきましてはこれらの状況、進捗状況を見守っていきたいと、現時点ではそのように考えております。

TPPの問題でございますが、アメリカ主導ではないかと、このようなお話も今いただきましたが、いずれにいたしましても、先ほどご答弁申し上げましたとおりであります。岡山からメッセージをというお尋ねでございますが、両方の見解があるわけでございます。いずれにいたしましても、国において十分説明責任を果たしているとは考えられないわけでございます。その上で国民的な議論を尽くしていただきまして、決定すべきものであるとこのように考えているものでございます。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。介護保険制度に関して、一般会計から繰り入れた場合、市町村に対する指導、助言に関して罰則、強制力があるかということですが、法令に定めはございません。ただし、介護保険制度の創設の際に費用負担、割合明確にするという規定もありますし、また仮に財源不足になった場合にですね、県が設置する財政安定化基金からの資金の借り入れ等受けることができると、こういうことになっておりますので、そういった制度も活用していただくなど、適切に助言してまいりたいと思っております。以上でございます。

再々質問

(森協議員)

再々質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、介護保険の一般会計からの繰り入れですけれども、なにか再質問への答弁の方が悪くなったんじゃないかなという気がして仕方がないんですけれども。適正な指導とい

うこともわかりますが、やはり保険料払っている県民の皆さん、市町村民の皆さんの負担を軽減するための市町村の措置として、これ尊重するように是非取り組みを行っていただきたいというふうに思います。これは要望させていただきます。

再々質問は2点ですけれども、1つは障害者医療費公費負担制度の問題です。私たちがですね医療にかかる機会を考えてみますと、歯が悪くなってかかるというケースはあると思いますけれども、一般的にはあまりない、年間1回あるかないかそういうところだと思います。障害がある方たちというのは、障害があるために病気になりやすいというのもありますし、だいたいいろんな調査で見てみますと、毎月通院しなければならぬという方もいらっしゃるんです。また、その上に年に3回4回と入院なさるという方もいらっしゃるんですね。たとえ1000円であってもあるいは2000円であっても継続的な負担がかかるというのがこの人たちを苦しめている最大の原因なんです。その負担を軽くして、医療を受けやすくしようというのが制度の根幹だったわけですから、ここにやっぱり立ち返るべきだと私は思いますね。

この制度がいかに悪くなったのかというのを予算を比べてみればおわかりいただけると思いますが、原則1割負担導入直前の、2006年の予算総額は18億円でした。それが最近の予算、2009年ぐらいから大体6億円、7億円なんです。10億円ぐらい減額という風になっているんです。これは市町村への、岡山市や倉敷市を中心にして、市町村への補助単価を削ったという影響ももちろんあるわけですけれども、粗い計算です、約10億円を障害のある方々の受診者1人あたり、大体1年間に3万人ぐらいが利用されてるようです。割りをいたしますと、1人平均35000円の負担増ということになるわけです。低所得の方で、1回あたり月々2000円払っておられる方を計算しますと、1年経てば24000円ぐらいですから、それだけ大きな負担を障害のある方々に押しつけている。しかも、この制度というのは重度の方たち対象ですから、そういう人たちに押しつけているんだということなんです。まさに、政治姿勢の根幹に関わる問題じゃないかというふうに、私言わざるを得ません。暮らしを破壊し、命と健康を犠牲にしても問題ないのかという点も、今一度見直していただきたいと、その点に立ち返って、ご検討いただきたいというふうに思います。再度お答えいただければありがたいと思います。

2つ目は、例の海底トンネルの事故についてです。進捗状況を見守るというご答弁でありましたけれども、今の時点でもいろんな報道がされておりまして、何が真実なのか、確かにわからない面もあります。ですけれども、はっきりした問題もいくつかあると思うんです。昨日、JXの水島精油所に行きまして、お話を伺ってきました。その中で、トンネル工事にかかる経費はどれぐらいだったのかということをお伺いいたしましたところ、10年前に設置したトンネルは大体27億円だったそうです。今回は、17億5000万円というふうに言われておりました。10億円安くなってるんですね。普通だったらなんでこれだけ安くなっているんですかというふうになる問題だと思うんですけれども、この原因として考えられるのは、これは憶測で申し訳ありません、報道でもいろいろ指摘されておりますけれど

も、たとえば地質調査がどうだったのか、コンクリート壁のセグメントの強度がどうだったのか、そのつなぎ手部分の構造がどうだったのか、警報器だとかモニター室への人員配置がどうだったのか、結局10億円コストを削減したためにこのような部分が犠牲にされていたんじゃないかという懸念を持つわけです。労働局へも同時にお話を伺ってきました。こういう面での懸念もあり、調査が必要だ、場合によっては捜査に踏み切ることが必要だという風におっしゃっていました。

もうひとつ考えられるのは、規制緩和の問題なんです。これまで、規制があるからいろんなチェックがされてきました。チェックをして改善を求める、当然しなければならないことが行われてきた。規制緩和の中でそれがやられてこなくなっている部分が多々でてきているんじゃないか。例えば、地質調査についても、10年前にしていたからということで、させてないわけです。本来、労働局が指導しなければいけないのにそれもしてこなかったということで、期間が定められているわけじゃないから、10年でもよいという判断もできるんだという角度からも、調査したいという、これは驚きました。結局、間違っただ点があってもブレーキがかからない、ブレーキをかける部署がないという状況になっている。県でも、そういう問題に対して、きちんと調査できるように状況把握できるような部署を作っていくということ、担当者を決めていくということ、そのことが今後の事業展開に当たって、労働者や住民の安全を確保していくという意味でも大事になってくるんじゃないかと思えますけれども、この事態の推移を掌握する部署をきちんと作ってほしいと、いうことも併せてご答弁を求めたいと思います。以上で質問を終わります。

## 再々質問への答弁

(知事答弁)

再々質問にお答えいたします。障害者医療費公費負担制度についてで、無料化についての再度のお尋ねでございますが、現在の厳しい財政状況等踏まえますと、慎重に検討すべき課題であると、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

水島の海底トンネルにつきまして、今議員からも様々な観点からのご質問いただいた訳でございますけれども、この問題につきましては先ほどご答弁申し上げましたとおり、やはり強制権を持っております警察、あるいは労働局によって捜査あるいは調査が行われておりますので、そちらのほうの捜査あるいは調査というものを見守るのが第一だという風に考えております。いずれにいたしましても、事業者によって事故原因を究明がなされていくということ、そして国からの通知もございましたけれども、しっかりとした再発防止策がとられていかなければいけないと考えておりまして、この問題につきましては土木部の港湾の方が全体を承知しております。以上でございます。